

旧市原ショッピングスクエアビル利活用の基本方針

平成24年3月30日付けで住友不動産株式会社外2社から無償譲渡を受けた旧市原ショッピングスクエアビル（以下「当該施設」という。）の利活用については、中心市街地に交流と賑わいをもたらす施設として再生するべく、「集客性」、「公共性・公益性」、「市民の利便性向上」の3つの要素を重視しながら、民間事業者のノウハウを活用した効果的な施設再生と管理運営の手法について検討を行ってきました。

その過程においては、市原商工会議所や市原市都市交流拠点の整備に関する調査特別委員会、市原市都市交流拠点整備推進協議会などから意見を伺ってきたところです。

また、本庁舎耐震対策の方針（平成25年2月7日付け市長決裁）では、当該施設に庁舎機能の一部を移転することが示されております。

これらを踏まえ、当該施設の利活用における基本方針を以下のとおりとします。

基本方針

(1) 導入する機能と配置

導入機能については、機能連携や効率的な施設の管理運営のあり方から、旧イトーヨーカドー棟と旧アイモール棟に分けて配置することとし、民間事業者の参画可能性や、本庁舎耐震対策の方針を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 旧アイモール棟へは、民間事業としての可能性が高い福祉系教育施設・高齢者福祉施設を配置し、学生の実習等の機能連携と、施設の一体的な管理運営を図ることとします。
- ② 旧イトーヨーカドー棟へは、行政機能、起業支援・産業振興機能、市民活動支援機能、多目的ホール等を配置することを基本とし、行政機能以外は、民間主体の誘導を図ることとします。

(2) 利用者の公募について

当該施設の改修や運営における本市の負担軽減を図るため、次のとおり民間事業者の参画を促すこととします。

- ① 利活用にあたっては、引き続き民間活力を活用すべく、民間事業者の参画可能性のある条件を検討し、旧イトーヨーカドー棟と、旧アイモール棟についてそれぞれ公募を行うこととします。
- ② 本庁舎耐震対策の庁舎機能の一部移転のスケジュールに合わせる必要があることから、公募については早い段階で実施することとします。

(3) 駐車場について

建物の一部を転用して駐車場とする場合は、多額の改修費用が予想されることから、駐車場の確保手法については次のとおりとします。

- ① 改修費の抑制を図るため、敷地内の既存の空きスペースや、市営梨ノ木公園地下駐車場を活用することとします。